

国立研究開発法人土木研究所交流研究員受入れ規程  
国立研究開発法人土木研究所交流研究員受入れ取扱要領

規程平成13年4月1日  
独立行政法人土木研究所  
規程第27号  
一部改正平成14年12月5日  
規程第4号  
一部改正平成15年10月28日  
規程第16号  
一部改正平成18年4月1日  
規程第26号  
一部改正平成27年4月1日  
規程第57号

取扱要領平成13年4月1日  
独立行政法人土木研究所  
達第45号  
一部改正平成15年10月28日  
達第14号  
一部改正平成16年4月1日  
達第15号  
一部改正平成17年4月1日  
達第16号  
一部改正平成18年4月1日  
達第36号  
一部改正平成27年4月1日  
達第68号  
一部改正令和3年7月1日  
達第13号  
一部改正令和4年2月1日  
達第31号

【規 程】

(通則)

第1条 国立研究開発法人土木研究所（以下「研究所」という。）が、国立研究開発法人土木研究所法第12条に該当する業務のために行う、研究所以外の機関（外国の機関を除く。以下同じ。）に所属する職員の受入れについては、この規程の定めるところによる。（以下、研究所に受け入れる職員を「交流研究員」という。）

(受入れの申請)

第2条 受入れの申請は、次に掲げる事項を記載した交流研究員受入れ申請書（以下「受入れ申請書」という。）を提出して行うものとする。

- 一 氏名、住所及び経歴
- 二 受入れを希望する期間
- 三 希望する指導又は研究（以下「指導等」という。）の内容
- 四 受入れを希望する理由
- 五 その他受入れに関し必要な事項

2 前項の規定は、申請事項の変更について準用する。

## 第2条関係取扱要領

1. 受入れ期間は6ヶ月以上、2年以下とする。
2. 規程第2条第2項の規定に基づく受入れ期間の変更については、3年を上限とする。
3. 規程第2条に定める受入れ申請書は様式-1による。

### 【規程】

(受入れの承認)

第3条 前条の規定に基づいて提出された交流研究員受入れの申請の内容は、次の各号に掲げる要件に該当するものでなければならない。

- 一 交流研究員が、研究所の指導を受ける又は研究を行うのに必要な能力その他の適格性を有する者であること。
  - 二 指導等の内容が、研究所が既に実施又は実施を計画している研究（以下「研究等」という。）に関するものであること。
  - 三 交流研究員の受入れによって研究所の他の業務に支障が生ずるおそれのないものであること。
- 2 研究所は、交流研究員受入れの申請の内容が前項に規定する要件に該当した場合は、申請機関の長に対し、次に掲げる事項を記載した受入れ承認書を交付するものとする。
- 一 交流研究員の氏名
  - 二 受入れ期間
  - 三 交流研究員の指導等に関する計画の内容
  - 四 研究所が受入れ承認書に基づいて交流研究員の指導等を行う旨及び次条から第9条までの規定の趣旨に関する事項
  - 五 その他受入れに関し必要な事項
- 3 前項の規定は、承認事項の変更について準用する。

## 第3条関係取扱要領

1. 規程第3条第1項第1号に係る資格は、経験年数4年以上（修士の場合2年以上）の研究者とする。
2. 規程第3条の受入れの承認にあたって、同条第1項各号についての審査をするため、受入れ審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
3. 審査会は、理事長を会長とし、理事、研究調整監、地質監、河川総括研究監、道路構造物総括研究監、総務部長、企画部長、技術推進本部長、研究グループ長、研究企画課長及び総務課長で構成する。なお、会長が必要と認めるときは、構成員以外の職員を出席させることができる。
4. 審査会の事務局は、企画部研究企画課におき、研究企画課長は、会の事務を掌るものとする。
5. 上席研究員は、審査会で承認された交流研究員について、様式-2による指導等計画書を作成するものとする。
6. 規程第3条第2項に定める受入れ承認書は、様式-3によるものとする。
7. 交流研究員受入れ申請の内容が、受入れ期間の変更等に係るものである場合については、決裁をもって審査会に代えることができる。

### 【規程】

(受入れに要する費用の負担)

第4条 受入れに要する費用は、申請機関が負担するものとする。

## 第4条関係取扱要領

### 1. 費用の負担

申請機関が負担する受入れに要する費用は、交流研究員の給与、旅費及び滞在費とする。

### 【規程】

(交流研究員の服務等)

第5条 交流研究員の服務については、研究所の職員に準拠して取り扱うものとする。

- 2 受入れに伴って発生し交流研究員が被った災害に関する補償は、当該交流研究員の所属する申請機関が負担するものとする。
- 3 交流研究員が故意又は過失により研究所又は第三者に与えた損害については、当該交流研究員の所属す

る申請機関が賠償の責を負うものとする。

4 交流研究員は入所に際して、誓約書を理事長に提出しなければならない。

#### 第5条関係取扱要領

1. 上席研究員は、規程第5条第1項に基づき、交流研究員を服務させるものとする。
2. 上席研究員は、交流研究員を積算基準及び標準歩掛等を使用する業務に従事させないこととする。
3. 上席研究員及び当該勤務時間管理員は、交流研究員の勤務時間報告書（様式-4）及び災害時の発生に関する事項を速やかに当該研究グループ長（技術推進本部にあっては技術推進本部長）（以下「研究グループ長等」という。）を経て企画部長に報告するものとする。
4. 企画部長は、上記3で報告のあった事項を速やかに申請機関に報告するものとする。
5. その他必要事項が生じた場合、上席研究員及び当該研究グループ長等は、企画部長と協議し、理事長に報告するものとする。
6. 規程第5条第4項に定める誓約書は、様式-6によるものとする。

#### 【規程】

（受入れの中止）

第6条 研究所は、交流研究員の受入れ期間中において研究所の他の業務に支障が生じ、又は天災その他のやむを得ない理由が生じたことにより、当該交流研究員の受入れが困難となったときは、当該交流研究員の受入れを中止することができる。

2 研究所は、交流研究員の受入れ期間中において、交流研究員若しくは申請機関の長が第3条第2項に規定する受入れ承認書に記載された同条第2項第4号及び第5号に係る事項を遵守しないとき、その他交流研究員若しくは申請機関の長に不都合な行為があったときは、当該交流研究員の受入れを中止することができる。

3 研究所は、第1項の規定により交流研究員の受入れを中止しようとするときは、あらかじめ、当該交流研究員の所属する申請機関の長と協議しなければならない。

4 研究所は、第2項の規定により交流研究員の受入れを中止しようとするときは、当該交流研究員の所属する申請機関の長に通知しなければならない。

（研究等の報告）

第7条 交流研究員は、研究等が終了し、又は受入れ期間が満了し、若しくは受入れを中止したときは、速やかに当該研究等に関する報告書を提出しなければならない。

#### 第7条関係取扱要領

1. 規程第7条に定める報告は、様式-5に報告書を添付し、当該研究グループ等長を経由して理事長に提出するものとする。

#### 【規程】

（特許出願）

第8条 研究所は、研究所に所属する職員及び交流研究員が共同で行った発明について特許出願をしようとするときは、研究所が研究所に所属する職員から当該発明に係る特許を受ける権利を承継し、かつ当該交流研究員の権利の帰属先を確認したうえで、当該特許を受ける権利を有することとなる者と共同して行わなければならない。

2 研究所は、研究所に所属する職員が交流研究員の受け入れ計画に係る研究等の実施に伴って独自に行った発明について、当該発明に係る特許を受ける権利を研究所が研究所に所属する職員から承継し特許出願をしようとするときは、あらかじめ、当該発明を研究所に所属する職員が独自に行ったことについて、当該交流研究員の同意を得させるものとする。

3 研究所は、交流研究員が受け入れ計画に係る研究等の実施に伴って独自に行った発明について、当該特許を受ける権利を有することとなる者が特許出願をしようとするときは、あらかじめ、当該発明を交流研究員が独自に行ったことについて、研究所の同意を得させるものとする。

4 研究所は、第1項本文に規定する特許出願に際し、当該特許出願に係る特許を受ける権利の持分等を定めた共同出願契約を締結しなければならない。

5 研究所は、交流研究員または当該交流研究員から当該特許を受ける権利を承継することとなる者が第1

項若しくは第3項本文に規定する特許を研究所の許可なく出願した場合には、当該交流研究員の特許権無効を届けるものとする。

6 前5項の規定は、実用新案登録出願、意匠登録出願、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2のプログラムの著作物又は同項第10号の3のデータベースの著作物に係る著作権法第21条から第28条までの著作権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法（平成10年法律第83号）第3条に規定する品種登録を受ける地位、およびノウハウについて準用する。

（研究等の成果の取扱い）

第9条 交流研究員又はその申請機関が、受入れに係る研究等の成果を研究所及び当該申請機関以外の者に知らせようとするときは、あらかじめ、研究所の同意を得なければならない。

（取扱要領）

第10条 この規程を実施するために必要な事項については、取扱要領を定めることができるものとする。

附 則

1. この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成14年12月5日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成15年11月1日から施行する。

附 則

1. 平成27年4月1日に受入期間中である全ての交流研究員は、規程第5条4項に定める誓約書を平成27年5月1日までに提出するものとする。

2. この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1. 独立行政法人土木研究所共同研究規程又は独立行政法人土木研究所受託業務規程に基づき受入れる研究員にあっては、次に掲げる項目については適用除外とし、受入れ申請書及び承認書は別に定めるものとする。

- 1) 規程第2条に定める受入れの申請及び第2条関係取扱要領
- 2) 規程第3条に定める受入れの承認及び第3条関係取扱要領
- 3) 第5条関係取扱要領第3項及び第4項に定める勤務時間等の報告
- 4) 規程第7条に定める研究等の報告
- 5) 規程第8条に定める特許出願
- 6) 規程第9条に定める研究等の成果の取扱い

2. この取扱要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1. この要領は、平成15年11月1日から施行する。

附 則

1. この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1. この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1. この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1. この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1. この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

1. この要領は、令和4年2月1日から施行する。